

特定医療費（指定難病）更新申請時における 臨床調査個人票作成の留意点について

患者さまへ

臨床調査個人票を記載いただく難病指定医又は協力難病指定医に、この文書を必ずお読みいただき、以下の内容をご確認の上、作成していただくよう、お願いしてください。

難病指定医又は協力難病指定医の皆さまへ

(1) 更新申請時には、臨床調査個人票内容により「重症度分類」を満たす必要があります

治療開始後における重症度分類は、疾病ごとの指定難病に係る認定基準を確認の上、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6ヶ月間で最も悪い状態のものをご記載ください。

また、医療費助成認定基準の「重症度分類」を満たさない場合でも、「軽症高額該当（申請日の属する月以前の12か月以内に、指定難病に係る医療費総額(10割)が33,330円を超える月が3回以上ある場合）」に該当する場合は医療費助成の対象として承認されますので、該当すると思われる患者さまにご助言をお願いします。

(2) 臨床調査個人票の様式は以下のHPからダウンロードし作成してください

最新の臨床調査個人票は、難病情報センターのHPまたは厚生労働省のHPに掲載されています。

なお、裏面の「2」に記載の疾病については、枝番にて「臨床調査個人票（診断書）」が複数様式に分かれています。臨床調査個人票の作成の際に、どの様式を用いるかは、指定医が選択していただく必要があります。作成においては、いずれか一つの様式（複数でも可）の提出でよいこととされていますので、患者様の状態にあわせて選択いただきますようお願いいたします。

(3) 臨床調査個人票には必ず指定医番号を記載してください

臨床調査個人票は、新規申請の場合は難病指定医のみ、更新申請の場合は難病指定医及び協力難病指定医のみが記載することができます。

臨床調査個人票末尾の指定医番号記載欄には、必ず、指定医番号をご記載ください。

（難病指定医は指定医番号の前から3桁目がS又はT、協力難病指定医は指定医番号の前から3桁目がC）

なお、経過的特例により指定されていた難病指定医（指定医番号の前から3桁目「P」）は、平成29年3月末日までに難病及び協力難病指定医研修を修了されていない場合、同日を以て資格が失効しておりますので、ご注意ください。

兵庫県疾病対策課がん・難病対策班

TEL 078-341-7711（内線3239、3223）

[1] 臨床調査個人票の様式について

最新の臨床調査個人票は、難病情報センターのHPまたは厚生労働省のHPに掲載されています。

[2] 臨床調査個人票が複数の様式に分かれている場合の取扱い

以下の疾病は、「臨床調査個人票（診断書）」が複数の様式に分かれています。

臨床調査個人票の作成の際に、どの様式を用いるかは、指定医が選択していただく必要があります。作成においては、いずれか一つの様式（複数でも可）の提出でよいこととされていますので、患者様の状態にあわせて選択いただきますようお願いいたします。

【臨床調査個人票が複数の様式に分かれている指定難病一覧】

告示番号	疾病名	告示番号	疾病名
19	ライソゾーム病	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
34	神経線維腫症	239	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症I型
67	多発性嚢胞腎	254	ポルフィリン症
72	下垂体性ADH分泌異常症	257	肝型糖原病
78	下垂体性前葉機能低下症	300	IgG4関連疾患
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	308	進行性白質脳症
98	好酸球性消化管疾患	309	進行性ミオクローヌステんかん
107	若年性特発性関節炎	310	先天異常症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺	324	メチルグルタコン酸尿症
127	前頭側頭葉変性症	325	遺伝性自己炎症疾患
139	先天性大脳白質形成不全症	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
168	エーラス・ダンロス症候群	337	ホモシスチン尿症
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）		

※「288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症」は、H30.4.1～複数様式廃止